

# フェロー推薦に関わる細則

2025年7月2日 第1回フェロー推薦小委員会改定

(目的)

第1条 本細則は、フェロー制度に関する規程(0113)に基づき、一般社団法人日本原子力学会(以下、「本会」という)のフェロー推薦に関わる手順を定める。

# (候補者の要件)

第2条 フェローの候補者は、本会の発展に関して、次の表に掲げる顕著な貢献をした、10年以上継続の正会員で、フェロー称号の授与後、本会の指導的会員として、部会活動、支部活動、委員会活動、シンポジウム等の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力し、本会のさらなる発展に貢献することが見込まれる者であること。

	貢献内容	説明・具体例
1	原子力分野における顕著な学術的、技	国内外の表彰(日本原子力学会賞を含む)の受賞等
	術的貢献	の学術的・技術的貢献が顕著と認められること
2	本会組織運営への顕著な貢献	本会の組織運営に長きに渡り深く携わり、組織の維
		持・発展への貢献が顕著と認められること
3	その他の本会活動への顕著な貢献	例えば啓蒙活動、国際貢献活動、人材育成、環境修復
		活動等によって、本会が目指す原子力の活用と普及
		を進め、もって環境の保全と社会の発展に大きく寄
		与したと認められること

- 2 前項にかかわらず、下記条件を満たし、会長が特別に承認した場合は、例外としてフェロー候補と して認めるものとする。
  - 1)5年以上継続して正会員であり、
  - 2) 原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する。

#### (推薦手順)

- 第3条 フェロー推薦小委員会は、毎年度フェロー候補者の推薦を募集する。
- 2 フェローの推薦の方法は原則として次のいずれかとする。
  - (1) 3名以上の正会員による推薦 ただし、候補者と異なる機関の推薦者が1名以上加わっていること。
  - (2) 本会の組織からの推薦 組織とは、各種委員会、支部、部会、連絡会及び理事会とする。

### (選考の方法)

- 第4条 選考の方法は以下の手順にしたがう。
  - (1) フェロー推薦小委員会は委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
  - (2) 同委員会における候補者案の選考は、出席者の3/4以上の賛成を必要とする。
  - (3) 選考の経過ならびに内容については、公表しない。

(4) フェロー推薦小委員会において選考した候補者案は、理事会に報告する。

(フェロー候補者の数)

第5条 各年度のフェロー候補者数は、フェローの総数等を踏まえ随時調整することができる。

(改定)

第6条 本細則の改定は、フェロー推薦小委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

#### 附則

- 1 平成 16 年 10 月 25 日 フェロー推薦委員会制定、平成 16 年 11 月 16 日 平成 16 年度第 4 回総 務財務委員会承認、同日施行
  - 平成 16 年 11 月 26 日 第 468 回理事会報告
- 2 改定履歴
  - ① 平成17年10月13日 第17・1回フェロー推薦委員会改定
  - ② 平成 17 年 10 月 20 日 平成 17 年度第 3 回総務財務委員会承認
  - ③ 平成19年9月12日 平成19年度第2回総務財務委員会承認
  - ④ 平成 19 年 9 月 19 日 第 490 回理事会確認了承
  - ⑤ 平成 21 年 1 月 15 日 第 20・2 回フェロー推薦委員会改定
  - ⑥ 平成 22 年 11 月 17 日 第 22・1 回フェロー推薦委員会改定
  - (7) 平成23年10月21日 第23・1回フェロー推薦小委員会改定
  - ⑧ 平成 24 年 10 月 19 日 第 24・1 回フェロー推薦小委員会改定
  - ⑨ 平成27年1月26日 第26·2回フェロー推薦小委員会改定
  - ⑩ 平成 29 年 1 月 16 日 内規を細則に変更。第 2 回フェロー推薦小委員会承認、平成 29 年 1 月 25 日 第 6 回理事会報告
  - ① 平成29年11月18日 第1回フェロー推薦小委員会決定、平成29年11月28日 第5回理事会報告
  - ② 2019年10月18日 第1回フェロー推薦小委員会改定、2019年10月25日 第4回理事会報告
  - ③ 2025年1月27日 第1回フェロー推薦小委員会改定、2025年5月29日 第8回理事会報告
  - 4 2025年7月2日 第1回フェロー推薦小委員会改定、2025年9月29日 第3回理事会報告

# 附則

- 1 平成27年1月30日一部改定の内規は、理事会承認日から施行する。
- 2 平成29年1月16日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 3 平成29年11月18日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 4 2019年10月18日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 5 2025年1月27日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。
- 6 2025年7月2日承認の細則は、フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。